

海田町手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月9日

海田町長 竹野内 啓佑

## 海田町条例第30号

### 海田町手数料条例の一部を改正する条例

海田町手数料条例（平成12年海田町条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の27の項中「土地は3筆、建物は3棟」を「証明用紙1枚」に、「し、1筆ないし3筆を又は1棟ないし3棟を増すごとに1件を加える」を「する」に改める。

### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。